

# 令和6年度すこやか基金助成事業申請の流れについて

助成金を申請したい！！



【申請書類】 県社協HPよりダウンロードできます。

- 「別記第1号様式 交付申請書」
- (様式1事業計画書)
- 購入物品の見積書とカタログ(例:遊具 法人運営に係る事務用機器 等)

県社協にて審査&「別記第2号様式 交付決定通知書」送付

【助成金の概算払いが**必要**】

- 「別記第6号概算払い申請書」提出
- 「第2号様式交付決定通知書」写
  - 「第5号様式交付請求書」
  - 通帳の写し
- ※団体代表者名義の通帳に限ります

県社協助成金の振込

- (1) 物品の購入  
(2) 実績報告 提出
- 事業実績報告書「別記第3号様式」
  - 事業実績報告書(様式3)
  - 購入物品の写真
  - 領収書(写)

「別記第4号交付確定通知書」送付

終了

【助成金の概算払いが**不要**】

- (1) 物品の購入  
(2) 実績報告 提出
- 事業実績報告書「別記第3号様式」
  - 事業実績報告書(様式3)
  - 購入物品の写真
  - 領収書(写)



「別記第4号交付確定通知書」送付

- 「別記第5号様式交付請求書」提出
  - 通帳の写し
- ※団体代表者名義の通帳に限ります

県社協助成金の振込

終了

## 【その他注意事項】

- ① 分割払いで購入した物品や、申請時に記載していない備品については対象外です。
- ② 実績額が交付決定額を下回った場合は、助成金は減額となります。概算払いを受けた場合は返還していただきます。
- ③ 購入予定の物品が欠品になったり、購入物品を変更したりしたい等、当初の計画から変更になった際は、ご連絡ください。
- ④ 助成金により購入した物品には、下の表示をした上で実績報告に写真を添付してください。



← 交付決定通知に同封しておりますのでご確認ください。

※ 備品等の機能を害さない程度の大きさで、なるべく目立つ場所に、表示ください。